

## 医療措置協定の解除に係る覚書

群馬県（以下「甲」という。）と、公益社団法人群馬県医師会（以下「乙」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3の規定により、甲が乙の会員である医療機関との間で締結した新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）（診療所）（以下「協定」という。）第7条第2項に規定する解除に係る協議について、以下のとおり覚書を締結する。

### （基本的事項）

第1条 本覚書は、甲と協定を締結した乙の会員である医療機関（以下「丙」という。）の管理者が、甲との協定締結の解除に当たり、やむを得ない事由により、甲との協議を行えない場合に、乙が丙に代わって協議を行う場合に適用する。

### （協議）

第2条 乙は、丙の管理者から委任を受けた場合に、甲と協議することができる。

### （通知）

第3条 甲は乙との協議により協定を解除した場合、遅滞なく丙の管理者に通知するものとする。

### （協議事項）

第4条 本覚書に定めのない事項及び本覚書について疑義が生じた場合は、甲乙及び丙が協議の上解決する。

本覚書締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 群馬県前橋市大手町1-1-1  
群馬県  
群馬県知事 山本 一太

乙 群馬県前橋市千代田町1-7-4  
公益社団法人群馬県医師会  
会長 須藤 英仁